

船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年6月10日 11時10分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市横須賀港第3区 横須賀港東北防波堤東灯台から真方位195° 1,040m付近 （概位 北緯35° 18.6′ 東経139° 40.3′）
インシデントの概要	プレジャーボートSOYOKAZEは、北進中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年7月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SOYOKAZE、5トン未満（長さ6.86m） 235-36313 神奈川、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力84.58kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア84mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、平成8年10月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣り場を移動する目的で神奈川県横浜市八景島沖に向けて約10km/hの対地速力で北進中、船外機が停止した。 船長は、船外機の始動を試みたものの、始動できなかったため運航不能と判断して118番通報した。 本船は、来援した海上保安庁の監視取締艇にえい航され、横須賀市所在のマリーナに到着した。 修理会社担当者は、本インシデント後、船外機を点検したところ、電気系統、燃料系統等に劣化を認め、セルモータが始動するもののクランク軸が回転しなかったため、ピストンリング等が焼き付きを生じたと推測し、開放点検を行わなかった。 船外機は、本インシデント後、修理されずに交換された。 船長は、令和2年6月ごろに中古で船外機を購入した後、点検整備を行っていなかった。
分析	本船は、約3年間船外機の点検整備が行われていない中、北進中、船外機のクランク軸が回転しなくなり、運航不能となったものと考えられる。

	<p>船外機は、ピストンリング等が焼き付きを生じてクランク軸が回転しなくなった可能性があると考えられるが、開放点検が行われなかったことから、クランク軸が回転しなくなるに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、約3年間船外機の点検整備が行われていない中、北進中、船外機のクランク軸が回転しなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、定期的に船外機の点検整備を行うこと。